

## 特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの概要

(注) 除染等業務(※)については、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成23年12月22日付け基発1222第6号)を参照。

(※) 放射性物質汚染対処特別措置法により指定された、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域内における(a)土壌等の除染等の業務、(b)汚染廃棄物又は除去土壌(セシウムの放射能濃度が10,000Bq/kgを超えるもの)の収集、運搬又は保管の業務、(c)特定汚染土壌等(汚染土壌等であって、セシウム放射能濃度の値が10,000Bq/kgを超えるもの)を取り扱う業務(土壌等の除染等の業務及び廃棄物収集等業務を除く)

### 1 適用等

特定線量下業務とは、放射性物質汚染対処特別措置法により指定された、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域内における平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所で行う除染等業務以外の業務であるが、適用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

ア 製造業等屋内作業については、屋内作業場所の平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下の場合、屋外の平均空間線量が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超えていても特定線量下業務には該当しない。

イ 自動車運転作業及びそれに付帯する荷役作業等については、①荷の搬出又は搬入先(生活基盤の復旧作業に付随するものを除く。)が平均空間線量率 $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所にあり、 $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所に1月あたり40時間以上滞在することが見込まれる作業に従事する場合、又は② $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所における生活基盤の復旧作業に付随する荷(建設機械、建設資材、土壌、砂利等)の運搬の作業に従事する場合に限り、特定線量下業務に該当するものとする。

なお、平均空間線量率 $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える地域を単に通過する場合については、滞在時間が限られることから、特定線量下業務には該当しないこと。

ウ エックス線装置等の管理された放射線源により $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超えるおそれのある場所については、「特定線量下業務」が事故由来放射性物質により $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所における業務に限られることから、引き続き電離則第3条第1項の管理区域として取り扱う。

### 2 基本原則

(1) 特定線量事業者は、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める。

(2) 特定線量下業務を実施する際には、特定線量下業務に従事する労働者(以下「特定線量下業務従事者」という。)の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所における除染等の措置が実施されるように努める。

正当化原則に照らし、製造業、商業等の事業を行う事業者は、労働時間が長いことに伴って被ばく線量が高くなる傾向があること、必ずしも緊急性が高いとはいえない

ことも踏まえ、あらかじめ、作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、被ばく線量を行う必要がない空間線量率（ $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下）のもとで作業に就かせることが求められる。

### 3 被ばく線量管理の対象及び被ばく測定線量管理の方法について

(1) 特定線量事業者は、労働者を特定線量下業務に就かせる場合は、個人線量計により外部被ばく線量を測定すること。

(2) 自営業者、個人事業者については、被ばく線量管理等を実施することが困難であることから、あらかじめ除染等の措置を適切に実施する等により、特定線量下業務に該当する作業に就かないことが望ましい。

ア やむをえず、特定線量下業務を行う個人事業主、自営業者については、特定線量下業務を行う事業者とみなして、このガイドラインを適用する。

イ ボランティアについては、作業による実効線量が $1\text{mSv/年}$ を超えることのないよう、作業場所の平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ （週40時間、52週換算で、 $5\text{mSv/年}$ 相当）以下の場所であって、かつ、年間数十回（日）の範囲内で作業を行わせる。

(3) 労働者の被ばく線量限度は、5年間で $100\text{mSv}$ 、かつ、1年間で $50\text{mSv}$ とする。

（医学的に妊娠可能な女性は、3月間で $5\text{mSv}$ 、また、妊娠中の女性は、腹部表面に受ける等価線量が $2\text{mSv}$ を上限とする。）

特定線量事業者は、原子力発電所等で放射線業務に従事した労働者、除染等業務に従事した労働者を特定線量下業務に就かせるときは、当該労働者が放射線業務または除染等業務で受けた実効線量と特定線量下業務で受けた実効線量の合計が上記の限度を超えないようにする。特定線量下業務については、平成24年1月1日から同年6月30日までに受けた線量を把握している場合は、平成24年7月1日以降の被ばく線量に合算して管理する。

(4) 特定線量事業者は、(3)に規定する被ばく線量管理を行うため、特定線量下業務従事者に対し、雇い入れ又は特定線量下業務への配置換えの際、被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間その他放射線による被ばくに関する事項）を当該労働者が前の事業者から交付された線量の記録（労働者がこれを有していない場合は前の事業場から再交付を受けさせること。）により調査すること。

(5) 線量の測定結果は、記録し、30年間保存（5年間保存した後、または当該除染等業務従事者が離職した後は、指定機関に引き渡し可）するほか、労働者に通知する。

(6) 特定線量事業者は、特定線量下業務従事者が離職するとき又は事業を廃止しようとするときには、(5)の記録の写しを特定線量下業務従事者に交付する。

(7) 特定線量事業者は、有期契約労働者又は派遣労働者を使用する場合には、放射線管理を適切に行うため、以下の事項に留意する。

ア 3月未満の期間を定めた労働契約又は派遣契約による労働者を使用する場合には、被ばく線量の算定は、1月ごとに行い、記録する。

イ 契約期間の満了時には、当該契約期間中に受けた実効線量を合計して被ばく線量

を算定して記録し、その記録の写しを当該除染等業務従事者に交付する。

#### 4 被ばく低減のための措置

- (1) 特定線量下業務を行うときは、あらかじめ（同一の場所で継続して行う場合は、作業を行っている間2週間につき1度）、当該作業場所について平均空間線量率の事前調査を行う。
- (2) ①放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した場合、②放射性物質により汚染された後、洗身等によっても汚染を40Bq/cm<sup>2</sup>以下にする事ができない場合等は、速やかに医師の診察又は処置を受けさせる。

#### 5 労働者教育

- (1) 特定線量事業者は、労働者に対して、次の科目について学科による特別の教育を行う。
  - ア 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
  - イ 放射線測定の方法等に関する知識
  - ウ 関係法令
- (2) 自営業者、個人事業者等、雇用されていない者に対しても同様とすることが望ましい。
- (3) 特定線量下業務の発注者は、教育を受けた労働者を、作業開始までに業務の遂行上必要な人数が確保できる体制が整っていることを確認した上で発注することが望ましい。

#### 6 健康管理のための措置

- (1) 特定線量事業者は、特定線量下業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ時、その後1年以内ごとに1回、定期に、一般健康診断を実施する。
- (2) 除染等事業者は、健康診断の結果に基づき個人票を作成し5年間保存（5年間保存した後、または当該除染等業務従事者が離職した後は、指定機関に引き渡し可。）する。

#### 7 安全衛生管理体制

- (1) 特定線量下業務を行う元方事業者は、放射線管理者を選任し、関係請負人の労働者の被ばく管理も含めた一元管理を実施する。

また、労働者の過去の累積被ばく線量の適切な把握、被ばく線量記録等の散逸の防止を図るため、「除染等業務事業者等被ばく線量登録管理制度」に参加すること。
- (2) 特定線量事業者は、事業場の規模に応じ、衛生管理者または安全衛生推進者を選任し、被ばく線量の測定及び結果の記録等の業務、労働者に対する教育、健康管理のための措置に関する技術的事項を管理させる。なお、労働者数が、10人未満の事業場にあっても、安全衛生推進者の選任が望ましい。

特定線量事業者は、事業場の規模に関わらず、放射線管理担当者を選任し、被ばく線量の測定及び結果の記録等の業務を行わせる。
- (3) 特定線量事業者は、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に従事した労働者を特定線量下業務に就かせる場合は、次に掲げる事項を実施する。

ア 電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）第 59 条の 2 に基づく報告を厚生労働大臣（厚生労働省労働衛生課あて）に行う。

① 6 の 1 の個人票の写しを、健康診断実施後、遅滞なく提出する。

② 3 月ごとの月の末日に、「指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書」（電離則様式第 3 号）を提出する。

イ 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 23 年東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第 5 号）に基づき、保健指導等を実施するとともに、緊急作業従事期間中に 50mSv を超える被ばくをした者に対して、必要な検査等を実施する。